

たと。自己推薦型登録ヘルパーサービスをスタートします。

たとでは、平成29年1月から以前より「自分がお願いしたい人に自分の支援をしてほしい。」「自分の望むサービスを、自分の望む時間で利用したい。」というニーズがありました。この度、サービスの整備が整いましたので新たなサービスとしてスタートすることになりました。



Q.自己推薦型ってなに？

A.近所の昔から本人のことをよく知っている方や、お願いしたい人をたとのヘルパーとして登録し、自分専用のヘルパーとして利用することができます。

今までは、お願いしているけど「お礼」をしたり、少額だけお金を払ったりしていた方には最適なサービスです。

Q.どんなサービスで利用できるの？

A.今回は、あくまでも自宅を中心としたサービスに限定します。

居宅介護の中でも「身体介護」「家事援助」「通院介助」、「重度訪問介護」が主なサービスです。

「行動援護」は利用できません。また、「同行援護」はたとが指定を受けていませんので利用できません。

Q.外出するときの付き添いもお願いできるの？

A.可能ですが、ヘルパー本人の車などによる移動はできません。(今回は、福祉有償運送は含まれません) タクシー、家族の運転する車、公共交通機関(電車、バス)などでの外出付き添いには利用できますが、使える方は、移動支援が支給されている方に限ります。※行動援護では利用できません。

Q.なぜ行動援護は利用できないの？

A.行動援護は専門的な研修を受けた方のみサービスを提供できるため、決められた研修を終了した上で、所属する事業所が県に登録をした人のみがサービスを提供することができ、このサービスで登録するヘルパーについては、当面見合わせることにしています。将来、活用できる事があるかもしれません。

Q.いつでも好きな時にお願いできるの？

A.サービスの提供については、相談支援専門員のプランに基づいたサービスの提供が前提になります。思いつきで、サービスを利用する歳であっても、ヘルパー単独判断でのサービス提供はできません。サービスを利用するためには、必ずたとに連絡をしていただきサービス提供責任者の許可、及び、必要に応じて相談支援専門員の許可が必要になります。

Q.緊急に利用したいときも同じ手続きをするのですか？

A.もし、緊急の場合、相談員、たとと共に連絡が付かない場合は事後報告でサービスを提供してもらうことも可能です。ただし、必ず後ほどたとに連絡するようにしてください。

Q.利用料金は？

A.自宅でのサービスでは、法律で定められた自己負担金のみになりますので、他のサービスと変わりはありません。また、外出時の費用（交通費、参加費など）、買い物した品物などサービス外の費用については実費負担になります。また、外出時のヘルパーに必要な金額についても実費負担になります。

Q.宿泊旅行などに同行してもらうこともできるの？

A.相談の上決定する必要がありますが、原則として宿泊を伴う旅行への付き添いは禁止です。事情によりどうしても必要と判断される場合は、相談支援専門員、市町村の判断により可能な場合があります。

Q.たとで預かるときにも利用できるの？

A.原則として、たとでの預かり時は利用できません。自宅もしくは、外出先での利用のみになります。

Q.どんな人が登録ヘルパーになれるの？

A.介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）以上の資格を所有しており、たとで決められた契約にそって報告などができる方で、ケア会議への出席やたとの方針として定められた支援に基づくサービスが提供できる方です。

事前に面談、審査をさせていただき、たとの登録ヘルパーとしてふさわしいと判断した方のみとさせていただきます。

また、親戚、家族など血縁関係のある方はサービス提供者にはなれません。

Q.資格はあるけど、未経験で自信がないけれど。。。

A.必要に応じて、本人や家族から情報をいただきながら、たとで研修も可能です。

また、安心して支援できるようになるまでは、御家族に同行をお願いする場合があります。

Q.たとの従業員として登録するのですか？

A.いいえ。たとの登録ヘルパーの契約をしますが、あくまでも業務委託契約になりますので、社会保障、収入による税金等の管理は個人で行っていただくことが前提です。

Q.たとのスタッフは指定できないの？

A.今回は、たとの補助サービスですのでたとのスタッフは指定することはできません。

Q.ヘルパーの報酬はいくらですか？

A.提供するサービスにより変わりますが、障がい者総合支援法で定められた報酬単価から事務経費、手数料などを引いた金額が支払われます。(身体介護1時間で1400円程度)
契約方法も含め、詳しいことはいちどたんとまでお越しいただき説明を受けていただく必要があります。

Q.利用者が県外の人でも利用できますか？

A.いいえ。今回は、たんとのサービス提供エリア、長野県佐久市、小諸市、北佐久郡、南佐久郡に限定させていただきます。

Q.登録されたヘルパーは誰でも利用できるのですか？

A.いいえ。あくまでも利用者もしくはその家族が推薦した方に限りますので、たんとから登録者を紹介することはありません。同じヘルパーが別の方と知り合いであれば指定されることもあります。

Q.たんとが許可していないサービスや、契約時に記載されていないサービスを提供したら？

A.契約の違反が発覚した時点で、そのサービスは即停止させていただきます違反が認められる範囲すべてにおいて、支払った委託金を含む、障がい者総合支援法に定められた報酬単価全額をヘルパー本人にはたんとに契約違反金として支払っていただきます。

また、報酬の有無にかかわらず、無報告で提供するサービスについても発覚した時点で、たんとで審査しサービスとの継続性が認められる場合は、同様に費用を算出し契約違反金として支払っていただきます。詳しくは、面談時にヘルパー本人にご説明します。

Q.まだ誰も利用者がいないけど登録だけできますか？

A.いいえ。このサービスは、利用者からの要望で登録をしますので、事前登録はできません。

また、利用者のサービスが何らかの理由で終了した時点で、たんとの登録も抹消し、たんとから新たな利用者のあっせんなどは現時点では行いません。

Q.ヘルパーとして働く人は、支援の能力以外になにが必要ですか？

A.たんとの連絡は、メールなどを利用したり、インターネット上から報告を送信していただきますのでインターネットを使う事がする必要があります。方法については、契約時にお伝えします。

また、利用者の自宅などに希望時間に行くための交通手段を持っている事が必要です。

Q.支援に必要な備品などは提供してくれるのですか？

A.業務委託契約でサービスの提供を行いますので、たんとから備品の提供はいたしません。

ただし、本人の生活に必要な物品等については利用者本人に購入していただきますので、準備するものは、あくまでもサービス提供前後に必要なものや衣類になります。

Q.一人で何人もの人（利用者）を同時に支援できますか？

A.いいえ。今回のサービスは、1対1のサービスになりますので、複数の方を同時に支援することは原則できません。また、同時にサービスを利用していない方を支援（つきそいなど）しながらということもできません。

Q.お願いはしたけど、結局自分が望むサービスを受けられない場合、解約・停止はできますか？

A.はい。サービスの停止はいつでも可能です。ただし、双方合意のもと解約・停止をしてください。その際は、たんとに必ず連絡をしてください。

Q.ヘルパー本人からも、利用者へのサービスを解約・停止することはできますか？

A.はい。サービスの停止はいつでも可能です。ただし、双方合意のもと解約・停止をしてください。その際は、たんとに必ず連絡をしてください。

Q.急遽解約・停止してしまった場合は、たんとで代替えを提供してくれるのですか？

A.今回のサービスは、たんと補助サービスですので、急遽解約・停止した場合もしくは、提供中であっても、契約ヘルパー本人の体調不良などによる代替えヘルパーの派遣は行いません。

Q.ケガをしたら保証はあるの？

A.ケガの原因が支援内容で起こってしまった場合は、原則としてヘルパー本人が加入している保険（任意）で対応していただきます。サービス利用者本人の問題の場合は、本人が加入している保険で対応してください。

もし、興味のある方がいらっしゃいましたら、いちどたんにご連絡いただき、その後、ヘルパー候補者は、必要書類を揃えた上で、たんまでお越しいただき面談を受けていただきます。

その後、たんとで登録ヘルパーとして従事することがふさわしいと判断させていただいた方は、計画立案後、サービスを提供していただきます。

